

社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会 車いす移送車両貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会（以下「社協」という）が所有する車いす移送車両（以下「車両」という）の貸出に関する事項を定めることを目的とする。

(利用者)

第2条 車両の貸出を利用できる者（以下「利用者」という）は、市内在住、または市内に所在する施設等に入所する社協会員で、車椅子等を使用しなければ移動が困難な者とする。

(運転者)

第3条 車両の運転者は、利用者が確保するものとする。

2 運転者は、使用する車両の保険加入条件を満たす者でなければならない。

3 運転者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び関係法令を遵守し、運行間前後の点検及び清掃を行うとともに、安全運転に心がけなければならない。

4 運転者は、運行の状況について記録しなければならない。

(利用申請)

第4条 車両の貸出を利用しようとする者は、車両使用許可申請書兼許可書（以下「申請書兼許可書」という）（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の受付期間は、利用しようとする日の3か月前からとする。

(利用許可)

第5条 会長は、前条の規定による利用申請が適当と認め、利用許可を決定した時は申請書兼許可書を当該利用者に交付するものとする。尚、申請書兼許可書の交付は、社協各支所の支所長が専決（代行）できるものとする。

(利用範囲)

第6条 車両は利用者が次のいずれかの事由に該当する場合に利用できるものとする。

- (1) 医療機関へ通院し、または入退院するとき。
- (2) 福祉施設へ入所し、または退所するとき。
- (3) 障がい者団体等が主催する会議、視察、研修会等に参加するとき。
- (4) 冠婚葬祭に出席するとき。
- (5) 社会参加や余暇を充実させるに資する活動に参加するとき。

(利用期間等)

第7条 車両を利用できる期間は2日以内とする。

2 利用できる日は、12月29日から1月3日までを除く毎日とする。

3 車両の出庫及び返車は、午前8時30分から午後5時30分までの間とする。

(利用制限)

第8条 次の各号の一に該当すると認めるときは利用ができない、若しくは利用の制限をすることができる。

- (1) 社協の業務に使用するとき。
- (2) 車両に故障等の支障が生じたとき。
- (3) 申請書兼許可書に虚偽の記載があったとき。
- (4) 営利活動、政治活動、宗教活動等車両貸出の目的から逸脱するとき。
- (5) 運転者が関係法令に照らし運転を制限されているとき。
- (6) 車いす移送車両貸出要綱に違反したとき。

(使用料)

第9条 利用者は、別表1に定める使用料を返車する際に納めなければならない。

(事故等発生時の対応及び損害の補償)

第10条 車両の使用中に交通事故及び損傷等が発生した場合には速やかに警察並びに社協へ連絡する。

2 交通事故等により発生した損害に対しては、運転者が加入する自動車保険に付帯される「他車運転特約」等を適用し賠償しなければならない。

3 運転者が自動車保険に加入していない場合は、一日単位で契約できる保険に加入し、交通事故等により発生した損害に対し賠償しなければならない。

(遵守事項)

第11条 利用者及び運転者は車両の貸出を利用するにあたり、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 申請目的外に使用しないこと。
- (2) 第三者への転貸をしないこと。
- (3) 車両を返車する際には、車内の清掃を行うこと。
- (4) 車両内で喫煙をしないこと。
- (5) 車両の利用中は飲酒をしないこと。
- (6) 車両盗難の防止等の措置を講ずること。
- (7) 交通法令を順守すること。
- (8) 事故が発生したとき独断で示談に関する交渉はしないこと。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は 平成29年1月1日から施行する。

別表1 (第9条関係)

使用した距離	使用料 (給油しなければならない量)
20キロメートル未満	無料
20から30キロメートル未満	2リットル
※以降10キロメートルまで毎に1リットルを給油すること。 ※給油にあたっては車両の仕様に基づく油種を給油すること。	